

ローンカード規定（2020年4月1日版）

瀬戸信用金庫（以下「信用金庫」という）とのカードローン契約にもとづくカードローン貸越極度額を設定した普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）の口座について発行したカードローン用キャッシュカード（以下「カード」という）をカードローン契約にもとづく当座貸越取引（以下「カードローン」という）および普通預金取引に利用する場合は、次により取扱います。

第1条（カードの利用）

カードは、次の取引を行う場合に利用することができます。

- (1) 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という）の現金自動支払機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」という）を使用して普通預金の払戻しまたはカードローン借入金の出金（以下合わせて「出金」という）をする場合。
- (2) 信用金庫および信用金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という）の現金自動預金機（現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」という）を使用してカードローン借入金の返済または普通預金の預入（以下合わせて「入金」という）をする場合。
- (3) 信用金庫および支払提携先のうち信用金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」という）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」という）を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合
- (4) その他信用金庫所定の取引をする場合

第2条（自動機利用手数料等）

- (1) 支払機または振込機を使用して出金する場合には、信用金庫または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預金機を使用して入金をする場合には、信用金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」という）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、出金または入金の時に、通帳および払戻請求書なしで、その出金または入金をした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、信用金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の出金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の振込手数料は、信用金庫から振込提携先に支払います。

第3条（預金の出金またはカードローン借入金の出金）

- (1) 支払機を使用して出金をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により信用金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、信用金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は信用金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して出金をする場合に、出金請求金額と前条の自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。

第4条（振込機による振込）

- (1) 振込機を使用して振込資金を出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他必要な事項を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、信用金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は信用金庫所定の金額の範囲内とします。

第5条（カードローン返済金の入金または預金の入金）

- (1) 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（または通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により信用金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、信用金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第6条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫本支店の窓口でカードにより入金ができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、信用金庫が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として信用金庫本支店の窓口でカードにより出金をすることができます。
- (3) 第1項、第2項による入金または出金をする場合には、カードを提出のうえ、信用金庫の定める手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第7条（カードによる入金・出金の金額等の通帳記入）

カードにより入金した金額、出金した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または信用金庫本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、入金または出金した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額はそれぞれ通帳に記入します。

第8条（カード・暗証番号の管理等）

- (1) 信用金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、信用金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを信用金庫所定の方法により確認のうえ出金を行います。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から信用金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに出金の停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、信用金庫所定の届出書を信用金庫に提出してください。

第9条（偽造カード等による出金等）

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について信用金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを信用金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、信用金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について信用金庫の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる出金等）

信用金庫が発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた出金については、次の各号により取扱います。

- (1) 当該出金について、次のすべてに該当する場合、本人は信用金庫に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カード盗難に気づいてからすみやかに、信用金庫への通知が行われていること
 - ② 信用金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 信用金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前号の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、信用金庫は、信用金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、信用金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という）を補てんするものとします。
ただし、当該出金が行われたことについて、信用金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを信用金庫が証明した場合には、信用金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2号の規定は、第1号にかかる信用金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われ日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを信用金庫が証明した場合には、信用金庫は補てん責任を負いません。
 - ① 当該出金が行われたことについて信用金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを信用金庫が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての信用金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカード盗難にあった場合

第11条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から信用金庫所定の方法により信用金庫に届出てください。

第12条（カードの再発行）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、信用金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、信用金庫のホームページまたは店頭への掲示、その他相当の方法により示された手数料等一覧に基づいた再発行手数料をいただきます。

第13条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

- (1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。
なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様です。
- (2) カードによる窓口での入金または出金をする際に、信用金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、信用金庫は責任を負いません。

第14条（解約、カードの利用停止等）

- (1) 解約その他カードローン取引の終了に際しては、カードを信用金庫に返却してください。
なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など信用金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、信用金庫からの請求があり次第、直ちにカード返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、信用金庫の窓口において信用金庫所定の本人確認書類の提示を受け、信用金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると信用金庫が判断した場合

第15条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、信用金庫の普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定およびカードローン契約規定により取扱います。

第17条（規定の変更）

- (1) 信用金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- (2) 信用金庫は、第1項の変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

2020.4